「令和6年度(2024年度)北海道在宅医療推進支援センター事業委託業務」 企画提案(プロポーザル)説明書

令和6年度(2024年度)北海道在宅医療推進支援センター事業委託業務に係る企画提案提出に関する詳細は、次のとおりです。

1 事業の目的

本事業は、在宅医療に係る各地域の現状・課題を分析し、地域の課題に対する相談・助言を行うとともに、各種在宅医療に関する研修会を実施し、道内の在宅医療提供体制整備の推進を目的する。

2 委託業務内容

北海道在宅医療推進支援センターには、コーディネーター等を配置し、次の事業を実施する。

なお、コーディネーターは、資格等の有無は問わないが、在宅医療の知識を有し、在宅医療に関するデータ 分析等による現状、課題分析、研修の企画能力、各地域等との調整能力等を有し、事業の実施を中心的に担う ことができる者とする。

(1) 在宅医療圏等の現状・課題分析

在宅医療提供体制に係る各圏域等の現状・課題分析を行う。

(2) 医療アドバイザー等の派遣

各圏域等における在宅医療提供体制の課題について、各保健所、多職種連携協議会、市町村等に医療アドバイザー(医師)やコーディネーター、多職種連携を支援する専門人材等の派遣を行い、課題に対する相談・助言を行う。

(3) 在宅医療に係る先進事例集の作成

在宅医療に関して先進的な取組を行っている地域を訪問する等により、道内各地域への情報共有を目的した先進事例集の作成を行う。

(4) 在宅医療に係る各種研修会の実施

ア 在宅医療推進や人生会議 (ACP) に係る医師等向け研修

(ア) 研修内容

在宅医療に従事している、又は従事しようとする医師等の在宅医療に対する「心理的なハードル」を下げ、新たな参入を促していくための、在宅医療の制度や診療報酬などに関する知識の取得を目的した研修や、医療従事者等をはじめとした在宅医療に関係する職種向けの在宅医療及び人生会議(ACP)に係る基本的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

(イ) 研修対象者

在宅医療に従事している、又は従事しようとする医師・事務職員、医療従事者や介護従事者といっ た多職種

- (ウ) 研修講師
 - ・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等、在宅医療を実施している医療機関やその医療機関が属する法人に所属しており、在宅医療の専門的な知見を有している医師等
 - ・厚生労働省実施の「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 指導者養成研修会」又は「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 相談員研修会」(過去の同種の研修会含む)の受講者 や、人生会議(ACP)の専門的な知見を有している医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等
- (エ) 実施地域、回数等

概ね全道5在宅医療圏で実施

- イ 在宅医療に係る同行研修
 - (ア) 研修内容

在宅医療に従事しようとする医師に対して、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等、在宅医療 を実施している医療機関において訪問診療に同行する等の研修を実施し、在宅医療に関する知識、技 術等の習得を目指す。 (イ) 研修対象

在宅医療に従事しようとする医師

(ウ) 研修講師

在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等、在宅医療を実施している医療機関における医師

(工) 実施地域、回数等

概ね3医療機関(全体で3名程度)で実施

ウ 在宅医療及び人生会議 (ACP) に係る住民向け研修

(ア) 研修内容

道民に対する在宅医療の理解の促進及び人生会議(ACP)の普及啓発を目的した研修を実施する。

(イ) 研修対象者

道内の在宅医療等に関心のある住民

- (ウ) 研修講師
 - ・ 在宅医療を実施している医療機関等の医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等
 - ・厚生労働省実施の「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 指導者養成研修会」又は「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 相談員研修会」の受講者や、人生会議 (ACP) の専門的な知見を有している医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等
- (エ) 実施地域、回数等

概ね全道5在宅医療圏で実施

エ 全道の多職種連携協議会及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の構成員等を対象とした研修会 (ア)研修内容

多職種連携協議会及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の取組の活性化のため、各圏域の課題や先進事例の共有を目的とした研修を実施する。

(イ) 研修対象者

多職種連携協議会及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」構成員、市町村職員、保健所職員等

(ウ) 研修講師

全道の多職種連携協議会及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の共有の課題に対する助言等を 行うことが可能な専門的な知見を有している者

(工) 実施地域、回数等

札幌市内で1回実施

(5) 北海道在宅医療推進支援センター運営協議会の設置

上記(1)~(4)の事業を実施に際して、「北海道在宅医療推進支援センター運営協議会」を設置し、各種事業内容の方針等の協議等を行う。

ア 協議内容

上記(1)~(4)の事業実施内容の方針等の協議や運営状況報告。

イ 委員構成

委員は次の者から選出することとする。

- (ア) 北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会在宅医療小委委員会委員
- (イ) 在宅医療に関係する各団体における在宅医療実践者等
- (ウ) その他在宅医療関係者
- ウ 実施回数

本会、部会、ワーキンググループ、実務者会議等も含め概ね年10回の開催とする。

3 契約期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 予算上限額

33,386千円(消費税及び地方消費税含む)[予定額]

5 参加資格

次の要件を全て満たす団体若しくは複数の団体による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (1) 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ次の(2)から(8)の要件を満たしていること。
 - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。
 - ウ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加 する者でないこと。
- (2) 道内に本部(本社)、支部(支店)等を有し、医療に関する公益的な事業を実施する特定非営利法人またはその他の法人であって、当該事業を適切に実施する能力を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税
 - イ 本店が所在する都府県の事業税 (道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等ではないこと。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出
- 6 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査委員会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

なお、審査において重視する項目は、以下のとおりである。

(1) 企画提案の適切性

ア 事業の目的及び企画提案指示に沿った内容となっているか。

イ 各業務の企画、事業量及び実施手順は適当か

(2) 業務遂行能力

確実に業務を遂行するための運営体制が確保されているか。

- 7 企画提案に係るヒアリング
- (1) 提出された企画提案書について、審査委員会においてヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングの日時及び場所等は別途通知する。

なお、ヒアリングに参加しなかった場合は、企画提案書は無効とする。

- (3) ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみで行うこととし、追加資料の配付は認めない。
- 8 手続き等
- (1) 担当部局

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課地域医療係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号(代表) 011-231-4111 内線25-323

(直通) 011-206-6942

(2) 公募型プロポーザル実施説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和6年(2024年)2月20日(火)から令和6年(2024)年2月27日(火)まで (交付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで) イ 交付場所 (1) において直接交付又はホームページからのダウンロードによる。 ホームページの URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index.htm

- (3) 参加表明書等の提出部数、提出期限及び提出方法等
 - ア 提出部数 1部
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出期限 令和6年(2024年)2月27日(火)午後5時まで【必着】
 - エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)
- (4) 参加表明書の作成上の留意事項

別添「プロポーザル参加表明書作成要領」のとおり

- (5) 企画提案書の提出部数、提出期限及び提出方法等
 - ア 提出部数 10部(提案者名は、別途通知する「記号」とする。)
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出期限 令和6年(2024年)3月5日(火)正午まで【必着】
 - エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)
- 9 企画提案書の内容

別添「令和6年度(2024年度)北海道在宅医療推進支援センター事業委託業務企画提案指示書」のとおり

10 見積書の提出

プロポーザル審査委員会で選定された企画提案事業者には、あらためて当該業務の見積書の提出を依頼する。

- 11 その他留意事項
- (1) 支払条件

契約金額の範囲内で概算払ができる。

(2) 無効となる参加表明書または企画提案書

参加表明書または企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

- (4) その他
 - ア 企画提案の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。
 - イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
 - ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議して決定する。
 - オ 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他権利の生じたときは、それらの権利を北海道に移転しなければならない。
 - カ 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
 - キ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案の提出者としての通知を受けなかった場合は、企画提案を提出することはできない。
 - ク 参加表明書を提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、企画提案の意思がないものと する。
 - ケ 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。